

自動車保有関係手続のワンストップ サービスプロジェクト（最終報告書）

平成 11 年 12 月
自動車保有関係手続のワン
ストップサービスプロジェクト

目 次

はじめに	．．．．． 4
第 1 章 現状と問題点	．．． 5
第 2 章 基本的考え方	．．． 6
第 3 章 短期的施策	．．．．． 7
1．出頭回数の低減等	．．． 7
2．手続、添付書面の簡素化等	．．． 9
3．短期的施策の効果	．．． 10
第 4 章 長期的施策（システム整備計画及びスケジュール）	．． 13
1．基本的考え方	．． 13
2．電子化によるワンストップサービス化の最終イメージ	．． 14
3．電子化の検討対象となる手続及び前提条件	．．． 15
4．電子化の対象	．．． 16
5．ワンストップサービス・システム構築等に係る課題 及び解決の方向性	．．． 18
6．システム整備スケジュール	．．． 24

7．長期的施策の効果	・・・24
第5章 今後の進め方	・・・・・・・・・・26
1．ワンストップサービス化推進のための新たな機関の 設置	・・・26
2．関係省庁推進連絡会議における主な検討事項	・・・26
(参考)自動車関係業界団体等要望事項	・・・28
(別添図)自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム イメージ図	
(別添)電子化によるワンストップサービス推進 スケジュール	

はじめに

平成１０年１２月、省庁の枠を超える様々な課題に対応するための推進体制として、内閣総理大臣直轄の省庁連携タスクフォース（バーチャル・エージェンシー）が設けられることとなった。

「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト」に関するバーチャル・エージェンシーは、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（検査・登録、車庫証明、納税、自賠責保険確認等）について、ワンストップサービス（各種行政サービスを１箇所又は１回の手続で提供）を実現し、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図ることを目的として設置された。その後、自動車の保有に伴う関係手続を所管する各省庁のメンバーが、各省庁の枠にとらわれることなく精力的に議論を重ねる一方、この間、本年７月には内閣総理大臣に対し、それまでの検討状況について中間報告を行い、その具体的指示を踏まえてさらに議論を深め、本プロジェクトの業務を遂行してきたところである。

本報告は、本プロジェクトのメンバー間でのこれまでの検討結果を、ワンストップサービス推進のための具体的計画として取りまとめ提言するものである。本報告をもとに、関係省庁等における具体的な取り組みが推進され、自動車保有関係手続のワンストップサービス化が着実に図られることを期待したい。

平成１１年１２月

自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクトリーダー

内閣審議官 下平 隆

第1章 現状と問題点

自動車を運行するに当たっては、自動車の登録、ナンバープレートの交付及び定期的な検査が必要となる。

自動車の登録は、登録自動車に第三者対抗要件を付与する民事登録といった側面と、自動車の保有実態を把握する行政登録といった側面があるが、こうした目的から、登録の申請に際しては、道路運送車両法に基づき、登録申請書のほか、申請者が本人であることを確認するための印鑑登録証明書その他登録の原因を証する書面の提出が必要となっている。また、自動車について保安基準適合性を担保する観点から、例えば、型式指定車については、完成検査終了証の提出が別途必要である。

また、自動車の登録・検査、ナンバープレートの交付に当たっては、国税である自動車重量税、地方税である自動車税、自動車取得税といった関係諸税の納付、自動車保管場所証明書の提出等が必要となっている。これは、登録・検査が自動車の運行要件となっていることに着目し、他法令に基づく諸手続の担保を図るためのものと理解される。

このように、自動車の登録・検査に当たっては、その前段階において、各種の手続が必要となり、申請者は、一部の手続を除きそれぞれ担当官署に出向き、各種申請を行い、関係書類の交付等を受けた後、これらの書類を最終的に陸運支局又は自動車検査登録事務所（以下「陸運支局等」という。）に対して提出して自動車の登録・検査を受ける必要があり、これら手続については、自動車業界団体及びユーザー団体より負担軽減の観点から、電子化のみならず、規制緩和推進3ヶ年計画に記されたものをはじめとして、制度の見直しを実施するよう要望が出されている。（参考資料参照）

また、申請書の受付、様々な添付書類の確認・審査、証明書の発行、申請書類の保存等、行政側の事務処理の効率化を図る余地があるものと考えられる。

したがって、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、各種手続を1箇所又は1回の手続で行うことができるよう、ワンストップサービスの推進について検討を行うものである。

第2章 基本的考え方

第1章で述べたとおり、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、各種手続を1箇所又は1回の手続で行うことができるよう、ワンストップサービスの推進を図ることが必要であるが、情報通信技術の進展等に鑑みれば、最終的には、電子的な手続処理システムの構築によるワンストップサービスを実現することが望まれる。

しかしながら、現在のところ、関係手続について関係省庁及び地方公共団体（以下「関係省庁等」という。）における電子化は不十分であり、また、仮に関係省庁等における手続の電子化が進められたとしても、電子化によるワンストップサービス化の実現にはこれら各省庁等のシステム間を接続する新たなシステムを構築することが必要となる。

また、自動車の登録は所有権を公証するものであること、代理人による申請が多いこと等から、申請が本人の意思表示によってなされたものであることを電子的に確認する電子認証システムの構築が必要となる。

さらに、登録・検査等のための手数料、自動車関係諸税の電子的な納付システムの構築や電子化に係る各手続の制度的課題の検討及び解決も必要となる。

このように、電子化によるワンストップサービスを実施するためには、様々なシステムの構築（受益者負担の原則及び国と地方公共団体の事務分担に基づく適切な財政負担のあり方を含む。）、現行事務体制の大幅な見直し、制度的課題の検討及び解決が必要となるため、それなりの検討・準備期間が必要である。

したがって、長期的には、概ね2005年を目標として、電子化によるワンストップサービス化の実現を図るべく、検討を進めるとともに、短期的方策として、電子化以外の手法（出頭回数の低減、手続・添付書面の簡素化等）による申請者負担の軽減等を図り、段階的に自動車保有関係手続の簡素化・迅速化を推進していくことが必要である。

第3章 短期的施策

第2章で述べたとおり、電子化によるワンストップサービス化に向けての検討・準備が行われるまでの間、これと並行して、例えば以下のような電子化以外の手法による対策について、検討、実施することにより、申請者負担の軽減等を図ることが必要である。なお、実施に当たっては関係諸税の確実な徴収が確保される措置を併せて講じる必要がある。

1. 出頭回数の低減等

○検査登録申請書、自動車検査証等の送付

申請者の出頭の負担を軽減するため、検査登録申請書、自動車検査証等の送付について検討し、可能なものから措置すべきである。

なお、実施に当たっては、受付・発送等事務処理体制の整備、手数料等の納付方法の確立、記載漏れ・誤記入の際の取扱い方法の確立等の課題を解決する必要がある。

現在、検査登録申請書の頒布、手数料印紙の売り捌き等を行っている関係団体の協力を得ながら、平成12年度中に移転登録、変更登録、継続検査等の際の送付について、体制の整った地域から実施すべく、具体的な手法について検討が行われているところである。

(平成11年度：検討 平成12年度以降：可能なものから措置)

○ナンバープレートの送付

申請者の出頭の負担を軽減するため、現在、自動車登録番号標交付代行者の窓口において交付を行っているナンバープレートの送付について検討し、可能なものから措置すべきである。

なお、実施に当たっては、受付・発送等事務処理体制の整備、手数料等の納付方法の確立等の課題を解決する必要がある。

現在、ナンバープレートの交付を代行している関係団体の協力を得ながら、平成12年度中に移転登録、変更登録等の際の送付について、体制の整った地域から実施すべく、具体的な手

法について検討が行われているところである。

（平成１１年度：検討 平成１２年度以降：体制の整ったところから順次措置）

○封印取付委託範囲の拡大

封印は、自動車が真正なナンバープレートを取付けて運行の用に供することを確実に担保するものであり、本来国が行うべき事務であるが、非裁量的事務であることから、その一部を民間に委託している。

封印取付けのための陸運支局等への出頭の負担を軽減するため、封印取付業務の委託範囲を拡大することについて検討し、可能なものから順次措置すべきである。

平成１１年８月、新車及び中古車ディーラーの行うことのできる封印取付委託範囲が拡大されたところであり、現在、平成１２年度以降さらに委託範囲の拡大を図るべく、封印業務を確実に実施することのできる体制等の整備と併せ検討が行われているところである。

（平成１１年度：検討及び一部措置 平成１２年度以降：順次対象拡大）

○保管場所証明の申請書及び証明書の送付

国民負担を軽減する観点から、保管場所証明の申請書及び保管場所証明書の送付について検討し、可能なものから措置すべきである。

なお、措置に当たっては、保管場所証明事務が大量行政であることにかんがみ、都道府県警察の負担の増大や直接窓口で申請する者に対する事務処理の遅延の防止、手数料の確実な納付及び保管場所証明書等の確実な送付の確保、手数料の額に影響を及ぼさないようにすること等の課題の解決に十分配慮する必要がある。

現在、警察庁においては、モデル実施警察署を設定するとともに、上記課題の解決に十分配慮した場合に可能となる具体的措置及び手法等について検討しているところである。

（平成１１年度：検討 平成１２年度：可能なものから措置）

2．手続、添付書面の簡素化等

○検査・登録申請書のF D化

大量一括申請の際の申請書記載についての負担軽減とともに、支局等窓口における事務処理の効率化を図るため、現在OCRシートを用いている検査登録申請書について、F D（フレキシブルディスク）による申請についても認めることについて検討し、可能なものから措置すべきである。

なお、F D化に当たっては、陸運支局等申請を受け付ける側のみならず、大量一括申請を行う側のシステム見直し等の課題も解決する必要がある。

現在、平成12年度中に体制の整った地域から実施すべく、その具体的な手法、実施範囲等について検討が行われているところである。

（平成11年度：検討 平成12年度：可能なものから措置）

○登録手続の印鑑登録証明書の添付の簡素化等

国民負担を軽減する観点から、登録申請時の印鑑登録証明書の添付手続の簡素化手法について検討し、具体的結論を得た上で措置すべきである。

なお、登録は所有権を公証するものであることから、簡素化後においても、当該申請が本人の意思によってなされたことが確実に担保されるような手法を確立する必要がある、平成12年度中に措置すべく、その具体的な手法、簡素化の範囲等について検討が行われているところである。

（平成11年度：検討 平成12年度：措置）

○自動車の買換え時における保管場所証明の申請書の添付書面の削減

国民負担を軽減する観点から、自動車の買換え時において従前の保管場所標章番号の申告があった場合等については、保管場所証明の申請書の添付書面を削減すべきである。

なお、削減に当たっては、買換えであることの認定の方法、添付書面を削減した場合に都道府県警察の事務処理に及ぼす影響等について検討する必要がある。

現在、警察庁においては、都道府県警察の事務処理に及ぼす影響を最小限に抑えること等を勘案した具体的手法及び範囲について、平成１１年度内における国家公安委員会規則の一部改正を視野に置きつつ検討しているところである。

（平成１１年度：措置）

○申告書の全国統一化の推進

課税主体である都道府県の実情等を踏まえつつ、申告者の事務手続上の負担軽減に資する観点から、各都道府県で定めている自動車税・自動車取得税の申告書の全国統一化についての検討を行い、結論を得た上で、可能な措置を推進すべきである。

なお、申告書の統一化の検討に当たっては、申告事項の調整、電算システム等の変更、財政的負担等の諸課題について、都道府県との連携を図りつつ、検討に取り組む必要がある。

現在、都道府県関係者等を構成メンバーとする研究会を開催し、自動車税・自動車取得税申告書様式の統一化に係る諸課題等について検討しているところである。

（平成１１年度：都道府県関係者との検討）

３．短期的施策の効果

第３章に掲げる電子化以外の手法、具体的には各種申請書等の送付による出頭回数の低減等、申請書類の削減など手続、添付書類の簡素化等を図ることにより、以下のような効果が期待される。

（１）出頭回数の低減等

○検査登録申請書、自動車検査証等の送付

移転登録、変更登録、継続検査等（年間約３，５００万件（平成１０年度実績））について、検査登録申請書、自動車検査証等の送付による受理、交付等が可能となれば、膨大な件数の手続について、申請者側の陸運支局等への出頭が不要となり、出頭に要する時間、交通費等相当の負担軽減が図られるものと考えられる。

- ナンバープレートの送付

ナンバープレートの送付が可能となれば、移転登録、変更登録時（年間約 7 5 0 万件（平成 1 0 年度実績））にナンバープレートの変更が必要な場合においても、上記検査登録申請書、自動車検査証等の送付とあわせ、陸運支局等への出頭が一切不要となるほか、新規登録（年間約 5 2 0 万件（平成 1 0 年度実績））等においても、ナンバープレートの後日送付が可能となれば、ナンバープレート交付手続自体に要する時間の短縮が図られ、ナンバープレート交付手続（年間約 8 4 0 万件（平成 1 0 年度実績））において、相当の負担軽減が図られるものと考えられる。

- 封印取付委託範囲の拡大

ナンバープレートの交付代行者、新車ディーラー、中古車ディーラー等にそれぞれ業務範囲を限定して委託（施封件数年間約 7 8 0 万件（約 9 3 %）を民間で実施（推計値））している封印取付委託範囲の拡大により、申請者にとって封印の施封場所の選択肢が広がり、封印取付のための現車呈示（出頭）負担の低減につながるものと考えられる。

- 保管場所証明の申請書及び証明書の送付

保管場所証明手続（年間約 1 1 0 0 万件（平成 1 0 年度実績））を行うために警察署へ赴く回数が解消し、又は減少するものと考えられる。

（ 2 ）手続、添付書面の簡素化等

- 検査、登録申請書の F D 化

登録・検査申請手続を代行する事業者のように、1 回の出頭で数十件から数百件の申請をまとめて行う場合には、申請に係る情報をコンピューター入力のうえ、O C Rシートに印字する作業を行っているが、これらの大口申請者については、依頼者からの F D 情報を含め、申請書の情報をまとめて F D 入力し、そのまま F D での申請を可能とすることにより、申請書の印字の時間コスト及び紙や印刷代等経費の低減が図られるものと考え

えられる。

○登録手続の印鑑登録証明書の添付の簡素化等

大口申請者等について、印鑑登録証明書の個々の申請への添付を簡素化するなどの代替手段を講じることにより、印鑑登録証明書取得の手間、手数料等の削減が図られるものと考えられる。

○自動車の買換え時における保管場所証明の申請書の添付書面の削減

自動車の買換え時においては、保管場所証明の申請書の添付書面を作成する時間等が減少するものと考えられる。

○申告書の全国統一化の推進

全国的に又は複数県にまたがって事業展開を行っているような場合においては、申告書の様式が全国統一化されると、当該申告書の記入フォーマットを各都道府県別に用意しておく必要がなくなるという点で、負担軽減が得られることが考えられる。

なお、上記各施策の実施においては、申請者側における新たな費用負担等、行政側における業務の混在等による事務負担及び経費負担の増及び自動車保有関係事務の迅速性の確保への支障なども見込まれる。

第4章 長期的施策（システム整備計画及びスケジュール）

1. 基本的考え方

ワンストップサービスの効果を最大限享受するためには、長期的には、第3章に掲げた電子化以外の手法についてもさらなる検討を進めることはもちろんのこと、手続の電子化を図り、これをネットワーク化することにより、オンラインによる申請、処理を可能とする必要がある。

自動車保有関係手続は、関係省庁等が多岐にわたる一方、件数も年間数千万件という膨大な数にのぼるものであり、これらについて、電子化によるワンストップサービスを実現するためには、関係省庁等に係る関係諸手続のすべてが電子化されること及びこれらを接続したワンストップサービス・ネットワーク・システムの整備が必要である。さらに、

電子認証、関係諸税及び手数料の電子決済システム等新たなシステムの確立及びこれらシステムのネットワーク化等技術的に検討しなければならない事項が数多く残されていること

電子化後における業務内容の改善及び電子化に係る法制面の対応など制度的課題の検討及び解決が必要であること

国及び地方公共団体の財政状況も踏まえつつ、これらシステム整備に係る財政的裏付けを行っていかなければならないこと等の諸課題の検討及び解決が必要である。

とりわけ、紙による手続を前提として構築されている現行諸制度においては、今後の技術の進展を見越しても、概ね2005年までにすべての手続を電子化することは困難であり、また、国の業務の電子化とともに、地方公共団体の業務についても電子化が進められる必要があるが、地方公共団体側の電子化は、地方自治に関わることから、国としては地方公共団体にその取り組みを要請することとなり、今後どの程度進展するか、現時点では不透明である。

したがって、概ね2005年までに自動車保有関係手続のすべての面について、これらの課題を解決し、電子化を実現することは、関係省庁等における電子化が不十分である等の現状にかんがみても事実上困難であるといわざるを得ない。

さらに、手続によっては必ずしも電子化になじまない、あるい

は、費用対効果の面から電子化が適当でない場合も想定される。

したがって、上記の状況も含め、総合的に諸状況を勘案しつつ条件の整った手続及び地域から順次手続の電子化を進めることが現実的である。

また、電子化によるワンストップサービス化が図られた後においても、申請者側の事情によっては、電子申請によらない従来通りの出頭や紙をベースとした申請手続の方が、利便性が高いと考えられる場合があり、行政サービスの多様化を図る観点からも、従来通りの申請手続の存続も図ることが、より国民の利便につながると考えられる。

2．電子化によるワンストップサービス化の最終イメージ

長期的に構築すべきワンストップサービス・システムの最終イメージ及び手続の流れのイメージは以下のとおり。（別添イメージ図参照）

申請者は、まず、自動車損害賠償責任保険に加入したのち、後述する「ワンストップサービス機関」（以下「OSS機関」という。）に対し申請及び自動車関係諸税、各手数料の納付手続を実施。

申請者が本人であるかどうかについて、認証機関の情報を受けて、OSS機関において電子的に確認。

OSS機関において、自動車関係諸税、各手数料についての電子的な決済を確認した上で、自動車関係諸税及び保管場所証明事務に係る関係省庁等に情報を伝達。

OSS機関に、地方税の納付がなされたこと、保管場所証明の交付がなされたことに関する情報が伝達。

関連手続が終了したのち、OSS機関から自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）に対し、電子的に情報が伝達。国税の納付の確認及び審査の後、登録が完了。

３．電子化の検討対象となる手続及び前提条件

（１）各手続と電子化の可能性

電子化によるワンストップサービス化については、様々な課題の解決が前提となるが、電子化する場合の制度面・技術面の課題の解決を前提として、現在のところ考えられる電子化の可能性を自動車登録・検査手続ごとに整理すると、以下のとおりとなる。

なお、手続についての電子化を実施した後においても、ナンバープレート、自動車検査証、保管場所標章など、物理的に自動車に取り付けること又は備え付けることが現行法上の要件となっているものについては、将来的には電子媒体としての活用可能性はあるものの、当面電子化の対象としては困難あるいは不可能なものとして、別途送付等を行うことにより対応することとする。

保有の段階	電子化の可能性のある手続	電子化困難又は不可能と考えられるもの
自動車の購入	新規検査・登録、保管場所証明、認証、自動車税・自動車取得税、自動車重量税、手数料	ナンバープレート、自動車検査証、保管場所標章、検査標章の送付が必要、現車呈示が必要な場合も有
譲渡・譲受	移転登録、保管場所証明、認証、自動車税・自動車取得税、手数料	新ナンバープレート、新自動車検査証、新保管場所標章は送付が必要、管轄変更は施封及び旧自動車検査証・ナンバープレート回収が必要
転居等	変更登録、保管場所証明、認証、自動車税、手数料	新ナンバープレート、新自動車検査証、新保管場所標章は送付が必要、管轄変更は施封及び旧自動車検査証・ナンバープレート回収が必要
廃車、使用の中止	抹消登録、認証、手数料、自動車税	抹消登録証明書送付が必要、旧自動車検査証・ナンバープレートの回収が必要
検査証有効期間の更新	継続検査、自動車税（納付確認）、自動車重量税、手数料	新旧自動車検査証、新検査標章送付が必要、現車呈示が必要な場合も有

(2) 各手続の電子化の前提条件

自動車関係諸税徴収システム構築に係る課題

地方税については、地方自治の本旨や地方公共団体の課税自主権を確保する観点から、自動車税・自動車取得税の確実な徴収の確保、徴税事務に係る守秘義務の遵守、申告納付に係る不適正防止の諸方策等の課題について今後十分な検討が必要である。

また、自動車重量税についても、適正・公平な課税の実現及び確実な徴収の確保等のための課題についての検討が必要である。

各システム構築に当たっての財政的裏付け

電子化によるワンストップサービス化には、関係省庁及び地方公共団体における各手続の電子システム構築が前提となるが、システム構築に当たっては、受益者負担の原則及び国と地方公共団体の事務分担に基づく適切な費用負担を十分に配慮した財政的な裏付けが必要となる。

4 . 電子化の対象

(1) 手続

3 (1) で述べたとおり、電子化の可能性としては、登録番号標、自動車検査証、保管場所標章など電子化が不可能又は困難なものを除き全てが電子化の対象となりうるが、もともと手続の種類によっては必ずしも電子化になじまない、あるいは、費用対効果の面から電子化が適当でない場合も想定される。

また、電子化後においても、ナンバープレート等の送付が前提となることから、申請と新自動車検査証、ナンバープレートなどの送付との間のタイムラグがあっても 電子化するニーズが高い手続について、電子化を推進することが適当である。

また、以下の点も考慮すれば、当面は、自動車の購入に伴う手続（新規検査・登録関連手続）、譲渡・譲受に伴う手続（移転登録関連手続）、転居等に伴う手続（変更登録関連手続）及び廃車、使用の中止に伴う手続（抹消登録関連手続）を電子申請の対象とし、自動車検査証の有効期間の更新に伴う手続（継続検査関連手続）については、自動車検査証の電子化が図られるなどの環境が

整った段階で電子申請の対象とすることが適当である。

なお、番号変更を伴う変更登録、移転登録などのように、旧ナンバープレートなど申請者側から何らかの回収が必要な手続については、その確実な回収手法を確立するための検討が必要である。

現車呈示の必要性の有無

陸運支局等へ現車呈示の必要となる手続については、陸運支局等への出頭が前提となることから、陸運支局等において実施可能な手続については、その際行えば足り、その部分については電子化による申請者側のメリットがあまりない。したがって、これらの手続については、陸運支局等で実施することのできない他の手続（自動車の保管場所証明等）の電子化を除き、電子化する実益に乏しいと考えられる。

実質的なワンストップ化が図られている手続（自動車検査証の有効期間の更新）

自動車検査証の有効期間の更新に伴う手続（継続検査関連手続）に際しては、もともと自動車の保管場所証明、自動車税の納付手続も不要であることから、現在でも、自動車関係諸税の納付確認を含めて、陸運支局等でほとんどの手続が完了するという意味ではワンストップサービス化が図られている。

また、保安基準に適合しているかどうかの審査の際に旧自動車検査証を確認する必要があるが、旧自動車検査証の提出は出頭ないし送付（短期的施策による）により行わざるを得ず、申請に必要な他の書類については、その際に旧自動車検査証と共に提出すれば足りることになる。

これらのことから、自動車検査証の有効期間の更新に伴う継続検査関連手続については、現状では電子化する実益に乏しく、自動車検査証の電子化が図られるなどの環境が整った段階で電子申請の対象とすることが適当である。

（２）申請者

後述するとおり、申請者は、ＯＳＳ機関と接続して電子申請を行うこととなる。

ＯＳＳ機関との接続対象となる申請者については、費用対効果、

セキュリティ等の課題解決の難易度を総合的に勘案しつつ検討する必要がある。

まず、自動車の検査登録手続申請は約 9 割が事業者によって実施されていること、ネットワークセキュリティの確保が不特定多数の一般申請者までの接続に比べ容易であること等から、OSS 機関との接続対象としては、ディーラー等の事業者によるあるいは事業者経由の手続から電子化を推進するという考え方が現実的である。ただし、この場合であっても、関係法令との整合等が十分図られる必要がある。

一方、ワンストップサービスの効果を最大限に享受する観点に立てば、一般申請者が居ながらにして手続を行うことができるという方式が最も利用者利便に資することから、申請に必要なアプリケーション費用負担、セキュリティ等の諸課題の解決を前提としつつ、最終的には一般申請者までを接続の対象とすることを目標に電子化を推進すべきである。

したがって、今後目標年次までにこのような一般申請者に係る諸課題について解決する見通しが立つ場合は、一般申請者を含めて電子申請業務を開始することになるが、その見通しが立たなければ、当面は事業者によるあるいは事業者経由の手続のみを対象とせざるを得ない。

5．ワンストップサービス・システム構築等に係る課題及び解決の方向性

(1) ワンストップサービス・システム・ネットワークの基本形態のあり方

< ネットワーク形態オプション >

(第1案) OSS 機関(新設)を中心とした一括申請受理、処理システム

(概要) 申請者側と関係省庁等のシステムとの間に、関係省庁等のシステムを連結するワンストップ・サービス・システム(以下「OSSシステム」という。)を新設し、OSSシステムが関係省庁等への申請・許可情報の受領等の諸手続を一括して行う形態

(第2案) 手続毎の個別オンライン申請を前提とした、申請者に

よる処理システム

(概要) 申請者側の端末で個別に関係省庁等に係る手続きを行い、全ての結果を個別に得た後に、再度申請者側において、電子的な検査登録申請を行う形態

上記オプションのうち、手続き毎の個別オンライン申請を前提とした分散型のシステムについては、申請者の負担軽減というワンストップサービスの趣旨からも最適とはいえず、OSS機関を設け、関係省庁等の各手続きシステムと接続する、一括申請受理、処理システム形態を採ることが最も適当であると考えられる。

この場合、OSS機関の具体的なあり方、機能等については、今後、NACCS（通関情報処理システム）を参考に検討する必要があるが、その際、NACCSの場合は、空港及び港湾における通関士（プロ）による手続きという限られた範囲（端末数数千台）に対応するものであるのに対し、自動車保有関係手続きをつかさどるOSS機関は、年間数千万件に及ぶ自動車保有関係の諸手続きを処理するものであり、また、最終的には事業者（プロ）のみならず、一般国民を対象とするものであるという点や国の事務のみならず地方公共団体の事務とも関係するという点を十分踏まえ検討する必要がある。

OSS機関のイメージとしては、地方自治の本旨及びシステムの管理責任の明確化の観点から国と地方の事務分担に配慮しつつ、国と地方とのサーバーを分離しこれらを接続するシステム形態が望ましく、OSS機関が設ける税・手数料決済を行う口座についても、国税・地方税や各種手数料がそれぞれ分離計上されるよう、OSS機関内の事務処理体制を整える必要がある。

また、この場合において、関係諸税及び手数料の確実な徴収が確保されるまで、検査登録手続きが留保されるようシステムを整備する必要がある。

(2) ワンストップサービス・システムに必要な基本的機能のあり方

電子認証システムの確立

< 申請者認証等オプション >

(第1案) 行政共通認証制度の活用

(概要) 自動車保有関係手続のみならず、あらゆる行政手続を対象とした行政共通認証機関を設置し、これを活用する形態

(第2案) 自動車関係専用認証機関の設置

(概要) 自動車保有関係手続のみを対象とした認証機関を関係省庁等において新たに設置し、これを活用する形態

(第3案) 民間認証機関の活用

(概要) 民間で構築されつつある認証機関を、行政手続に活用する形態

自動車の登録が所有権公証という機能を有していることにかんがみれば、申請者の本人確認を電子的に確実に行う必要がある。このため、現在の印鑑証明書に変わる新たな電子的な申請者認証システムの確立が必要である。

申請者の電子認証システムについては、上記オプションのうち、本来、自動車保有関係手続のみならずあらゆる行政手続に活用できる行政共通型の電子認証システムの確立が望ましいと考えられる。

しかしながら、行政全体としての認証システム構築については、現在、制度的・技術的課題について、政府全体で検討を行っている段階であり、具体的な行政共通型の電子認証システムの確立については明確な見通しが立っていない。

ただし、法人の認証については、早期に「商業登記制度に基礎を置く電子認証制度」の利用が実現可能となるため、商業登記所が発行する電子証明書を利用する方法について検討すべきである。

一方、個人の認証については、現時点において、行政共通型の電子認証システムが確立する見通しが立っていないため、概ね2005年までの間にその利用が可能とならない場合には、自動車保有関係手続のための何らかの認証機関が必要となる。

こうした新たな認証機関の構築に際し、民間認証機関の活用によるべきか、行政側で独自の自動車関係認証機関を設立すべきかについては、個人情報保護、認証の確実性の担保、費用対効果等総合的な観点から、更に比較考量しつつ決定する必要があるが、概ね2005年までに民間認証機関を活用することについて、法

的な確実性（信頼性）が担保されとの見通しが立たない場合には、行政側で独自の自動車関係認証機関を設立せざるを得ないのではないかと考えられる。

手数料・関係諸税決済システムの構築

< 手数料、納税における決済の電子化オプション >

（第１案）インターネットによる口座振込（振替）方式

（概要）事前に金融機関と利用契約を締結することにより、インターネット経由で、自分の口座から第三者の口座へ振込（振替）を依頼することが可能なシステム（手数料は利用者負担）

（第２案）デビットカードを用いた口座振込（振替）方式

（概要）例えば商店において利用者がデビットカード（自己の口座のキャッシュカード）を呈示し、暗証番号を入力することで、自分の口座からの引き落とし（振替）を依頼することが可能なシステム（手数料は商店負担）

（第３案）電子印紙・証紙方式

（概要）現在の印紙・証紙を電子化し、各種書類とともに電子的に決済を行うもの。まだ実用化はされていない。

行政手続電子化の前提として、印紙等の納付方法に変わる電子決済システムが必要であるが、基本的考え方として、手数料、税の確実な徴収を確保した上で申請手続を実施することとともに、徴収事務の負担増を極力避ける手法を確立する必要がある。

また、ディーラー等の事業者について、納税手続における法的位置付けをどうするか等所要の制度の見直しを行う必要がある。

こうした電子決済については、あらゆる行政手続共通の問題であり、現在、制度的・技術的課題について、政府全体で検討を行っている段階であるが、未だ具体的な方向性は見えていない。

具体的な電子決済方法の例として、現在のところ上記のようなオプションが考えられる。このうち、電子印紙・証紙方式については、現在未だ運用されておらず、概ね２００５年までに実現するかどうか不確実である。他方、インターネットによる口座振込（振替）方式、デビットカードを用いた口座振込（振替）方式は

すでに民間の取引において実用化に至っているところである。

電子印紙・証紙方式が概ね２００５年までの実現に見通しが立たない場合には、ＯＳＳ機関による一元管理等のシステム構築を行うことを前提に、すでに実用化されているこれらの口座振込（振替）方式の適用を検討することが現実的であると考えられるが、どのような方式を採用するかについては、手数料及び納税の決済方法として適切なものであることを前提として、技術の進展を踏まえつつ、適正・確実な徴収を確保し、徴収事務の負担増を極力避ける必要があること等を総合的に勘案し、さらに検証する必要がある。

電子印紙・証紙方式については、概ね２００５年までに実現するかどうか不確実であるが、自動車保有関係手続以外の他の印紙等による手続も含めた全体の動向も踏まえ検討を進める必要がある。

なお、クレジットカード方式のような後納方式については手数料、諸税の確実な徴収が担保されるかどうかは確実でないため、適当ではない。

（３）申請手続の電子化に係るその他の課題への対応

原本性確保、セキュリティなど、申請手続の電子化に係るその他の課題については、あらゆる行政手続の電子申請の前提となる共通の問題であり、現在、このような問題意識の下、その一部については、その制度的・技術的課題について、政府全体で検討が行われているところである。

申請関係データの原本性を保障するシステム、オンライン・ネットワークにおけるデータ及びシステムの安全性確保技術については、まさに日進月歩で開発が進められており、現に行政手続の一部について既に実用化が図られている。したがって、今後、概ね２００５年までに、自動車保有関係手続についてもこれを適用できるよう、実証実験等を通じ安全性その他様々な課題について検証を行いつつ進めていく必要がある。また、関係省庁等において保有する他の情報のセキュリティにも配慮する必要がある。

(4) 今後の課題解決の方向性

関連手続に係る電子システムの構築及び制度的な見直しの検討

電子化によるワンストップサービス化の前提として関係省庁等における現行手続の電子化が必要となるが、システム構築に当たっては、受益者負担の原則及び国と地方公共団体の事務分担に基づく適切な費用負担を十分に考慮した財政的な裏付けが必要である。

また、電子化に伴い、従来の紙による手続を前提とした関係省庁等における行政事務の大幅な見直し及び関係法令（例えば、従来の申請書の提出のみならず電子的な申請方式を適正な申請とみなす法令改正等）の整備等制度的な見直しが必要となる。

〇 Ｓ Ｓ 機関のシステムのあり方、運営主体、費用負担の検討

各手続の実施主体、法制度が異なること等を踏まえて、関係省庁等において連携をとりつつ、具体的システムのあり方、運営主体の検討が必要である。

また、〇 Ｓ Ｓ 機関の設立・運営のための費用については、費用対効果、受益者負担の原則及び国と地方公共団体の事務分担に基づく適切な費用負担のあり方の検討が必要である。

なお、〇 Ｓ Ｓ 機関に係る費用については、同機関が、従来の申請手続に加えて、主として国民の利便の向上を図るため、ワンストップサービスとしての電子申請を導入するために設立されるという観点からすれば、これを利用する者の受益者負担を基本とすることが適当である。ただし、過度の受益者負担は避けるべきこと、〇 Ｓ Ｓ 機関の経営の健全性を維持すべきこと等を考慮する必要がある、そのための関係省庁等の支援体制について検討する必要があると考えられる。また、費用負担の検討に当たっては、国と地方の事務の区分にも配慮する必要がある。

電子認証システムの確立

個人認証を行う電子認証機関について、民間認証機関の活用によるべきか、行政側で独自の自動車関係認証機関を設立すべきかについては、技術の進展を踏まえつつ、認証の確実性の担保、費用対効果等総合的な観点から、更に検討を進めつつ決定していく必要がある。

電子決済システムの確立

適正・確実な徴収の確保を図り、徴収事務及び徴収費用の増加を極力避ける観点から、税や手数料の電子的な決済方式の具体的なシステムイメージについて、技術の進展を踏まえつつ、更に詳細に検討する必要がある。

実証実験の実施

ＯＳＳシステム、電子認証システム、電子決済システムのあり方、あるいは、原本性確保、セキュリティといったその他の課題の検証に資するため、平成１２年度以降、実証実験を行いながら検討を進めていく必要がある。

６．システム整備スケジュール

概ね２００５年を目標として、諸課題を解決し、ワンストップサービス・システムの稼働開始を目指すこととし、段階的に、対象手続・地域を拡大しワンストップサービスを推進すべきである。

なお、概ね２００５年を目標とした本システムの本格的な運用開始に備えて、諸課題の検討状況を確認し、関係省庁等における検討に支障を生じさせないよう早期にＯＳＳ機関のシステム構成等を確立するとともに、実際の運用に当たってシステムが十全に機能することを確保するため、実証実験の成果を踏まえて、概ね２００３年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定の地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行うこととする必要がある。

（別添スケジュール表参照）

７．長期的施策の効果

電子化によるワンストップサービス化に当たっては、関係手続きに係る電子システム、各省庁、地方公共団体及び金融機関等の間を接続する新たなシステム、電子認証システム、電子決済システム等の構築及び維持・運用に係る相当の費用が必要となるが、このような電子化によるワンストップサービス化が実現すれば、申請者側、行政側に以下のような具体的効果が期待できる。

申請者側

申請者側においては、自動車の検査・登録の前提として必要となる自動車保管場所証明書の取得、自動車重量税、自動車税、自動車取得税の納付等の手続、陸運支局等への検査・登録申請手続を、電子的に1回の手続で行うことが可能となり、関係官署等への出頭の手間及びこれらの申請事務に係る手間が激減する。

当面電子化の対象となる手続（検査証の有効期間の更新以外の諸手続）のみについて見ても、件数は登録手続ベースで年間約2千5百万件を超え、これらの付随する諸手続（保管場所証明、自動車関係諸税納付等）がすべて居ながらにして実施できることから、その効果は莫大であると考えられる。これにより、例えば、現在多くの場合にディーラー等の事業者が代行している諸手続の代行コストが削減され、申請者の費用負担がかなり軽減されることが期待される。

行政側

行政側においては、申請の情報が電子的に送付されることにより、例えば電子的な添付書面情報の確認・審査が可能な部分については自動化を図る、申請情報を電子的に保存する等により、書面の確認・審査、証明書の発行、申請書面の保存等の業務について、かなりの効率化が図られるものと考えられる。

第5章 今後の進め方

1．ワンストップサービス化推進のための新たな機関の設置

1年間にわたりバーチャルエージェンシーにおいて短期的施策、長期的施策について検討し、システム整備計画、スケジュールをとりまとめたところであるが、今後、「自動車保有関係手続のワンストップサービス化」を実現するためには、引き続き様々な課題の検討及び解決を関係省庁の連携の下に行っていく必要がある。

このため、バーチャル・エージェンシーに引き続き、関係省庁が連携・協力しつつワンストップサービス化実現に向けての具体的な検討、フォローアップ等を行う機関として、関係省庁推進連絡会議」（仮称）を設置することが必要である。

2．関係省庁推進連絡会議における主な検討事項

関係省庁推進連絡会議においては、主に以下の事項について検討を実施するものとする。

短期的施策のフォローアップ等

短期的施策（電子化以外の手法）のフォローアップ及びこれを踏まえた検討・協力

新たなシステム構築に係る企画立案、課題解決のための検討

O S Sシステム、電子認証システム、電子決済システムなど新たなシステムについての具体的な適用可能性の検討

電子認証システム、電子決済システム等の共通課題について、政府部内における検討を踏まえた必要な調整

実証実験の実施・フォローアップ

システムの構築に係る技術的事項の確認に係るシステム実証実験、実用化試験等の実施

関係省庁等における手続電子化のフォローアップ

ワンストップサービスの計画的な実施を図るため、概ね2005年に向けての各省庁等における手続の電子化の進捗に係る必要なフォローアップ及び協力・調整

現行手続の大幅な変更及び制度上の課題の解決への対応

現行業務の大幅な見直し及び関係法令の見直しについて、総合的な検討を要するものについての検討及び必要な調整

〇 Ｓ Ｓ 機関の運営主体の検討

〇 Ｓ Ｓ システムを運営する組織のあり方についての検討を行い、設立に向けての諸準備・調整を実施

新たなシステムの設置・運営等に係る財政的負担の検討

〇 Ｓ Ｓ システム等の新たなシステム構築・運営のための費用について、受益者負担の原則及び国と地方公共団体との事務分担に基づく適切な費用負担のあり方の整理を行い、基本的方向を示すとともに、システム構築・運営に支障が生じることのないよう、必要な調整及びフォローアップを実施

(参考)

自動車関係業界団体等要望事項

バーチャル・エージェンシーにおいては、申請者等の要望について、自動車関係業界及びユーザー団体からのヒアリングを実施した。主な要望事項は以下のとおりである。

- 自動車重量税納付
 - ・日毎の一括納付、口座引き落とし後納
 - ・口座引き落とし制度（選択制）、オンライン決済
- 自動車税、自動車取得税納付
 - ・日毎の一括納付、口座引き落とし後納
 - ・申告書用紙の全国統一化
 - ・口座引き落とし制度（選択制）、オンライン決済
- 検査登録手数料納付
 - ・日毎の一括納付、口座引き落とし後納
 - ・口座引き落とし制度（選択制）、オンライン決済
- 自動車保管場所証明
 - ・車庫証明制度の堅持
 - ・事後届出制の導入
 - ・図面の電子化
 - ・現地確認の簡素化
 - ・自動車の買い換え時における添付書類省略
 - ・保管場所標章制度の廃止
 - ・窓口を陸運支局等の近隣に
 - ・車庫証明データの全国オンライン化
- 封印制度
 - ・封印の取付委託範囲の拡大
 - ・封印制度の維持
 - ・封印制度の廃止
- 仮運行許可制度
 - ・仮運行許可制度の導入